

令和5年1月30日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会資料

目次

ページ

1 新型コロナウイルス感染症について

(1) 感染者の発生状況	1
(2) 県の対応	1
(3) 医療提供体制等	7
(4) 産業における対応	13
(5) 雇用、労働関係の支援の実施	19
(6) 観光における対応	21
(7) 県立学校及び市町村立学校の対応	26

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 感染者の発生状況

ア 症状別の状況（1月25日現在）

入院 1,417名	重症	中等症	軽症・無症状	宿泊施設 療養	自宅療養	死亡 (累計)
	45名	1,063名	309名	133名	27,572名	3,953名

イ 新規感染者の推移

医療機関から報告された患者数

陽性者登録者数(セルフテスト分)

医療機関から報告された患者数									陽性者登録者数(セルフテスト分)								
日	月	火	水	木	金	土	週合計		日	月	火	水	木	金	土	週合計	
11月	27	28	29	30	12/1	2	3	週合計	11月	27	28	29	30	12/1	2	3	週合計
	5168人	2869人	6491人	6890人	6464人	5964人	6369人	40215人		1516人	1197人	1670人	1683人	1415人	1199人	1660人	10340人
12月	4	5	6	7	8	9	10	週合計	12月	4	5	6	7	8	9	10	週合計
	4906人	2769人	6672人	7017人	6873人	6434人	7360人	42031人		1592人	1208人	1225人	1922人	1540人	1748人	1707人	10942人
	11	12	13	14	15	16	17	週合計		11	12	13	14	15	16	17	週合計
	5910人	3065人	8763人	8682人	8639人	7496人	8166人	50721人		1781人	1621人	1853人	2638人	2401人	2565人	2248人	15107人
	18	19	20	21	22	23	24	週合計		18	19	20	21	22	23	24	週合計
	6757人	3750人	8691人	8902人	9072人	7749人	9243人	54164人		2141人	1868人	2039人	2931人	2398人	2582人	2458人	16417人
	25	26	27	28	29	30	31	週合計		25	26	27	28	29	30	31	週合計
	7328人	3821人	9240人	9203人	9072人	6001人	4650人	49315人		2456人	2167人	2214人	2902人	2602人	2490人	2205人	17036人
1月	1/1	2	3	4	5	6	7	週合計	1月	1/1	2	3	4	5	6	7	週合計
	3201人	2936人	2824人	4118人	8010人	8008人	9522人	38619人		2313人	2051人	2004人	2449人	2678人	3765人	3318人	18578人
	8	9	10	11	12	13	14	週合計		8	9	10	11	12	13	14	週合計
	7308人	4536人	2692人	7818人	6904人	5972人	6192人	41422人		2788人	2219人	1866人	2080人	2433人	1834人	1683人	14903人
	15	16	17	18	19	20	21	週合計		15	16	17	18	19	20	21	週合計
	4597人	2448人	5636人	4970人	4427人	3365人	3592人	29035人		1430人	1198人	1200人	1526人	1207人	1031人	949人	8541人
	22	23	24	25	26	27	28	週合計		22	23	24	25	26	27	28	週合計
	2696人	1510人	3883人	3338人						853人	684人	708人	940人				

※ 前の週の同じ曜日よりも感染者数が上回っている場合は(オレンジ)網掛けとし、下回っている場合は斜線(水色)網掛けとしている。

(2) 県の対応

ア 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

(11月21日以降)

開催日	主な内容
11月29日	オミクロン株の特性を踏まえた本県のレベル分類について
12月27日	本県の現状分析について
1月27日	イベントの開催制限の緩和について（書面開催）

イ オミクロン株の特性を踏まえた対応

(7) 国の方針

政府対策本部で、次の方針が示された。

a 11月18日の政府対策本部

(a) 基本方針

今秋以降の感染拡大が、今夏のオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、感染拡大防止措置を講じる。

(b) 新たなレベル分類

オミクロン株に対応し、4段階の新たなレベル分類とする。
レベル判断に当たっては、設定した指標が目安を超えた場合に機械的に判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等を十分に勘案し、各都道府県において総合的に判断する。

(c) 保健医療への負荷が高まった場合の対応

「レベル3（医療負荷増大期）」にあると認められる場合に、地域の実情に応じて、都道府県は「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行い、住民及び事業者等に対して、医療体制の機能維持・確保、感染拡大防止措置、業務継続体制の確保等に係る協力要請・呼びかけを行う。

b 1月27日の政府対策本部

感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策を前提に、大声ありのイベントの収容率上限を50%とする制限を廃止する。

(イ) 県の対応

国の方針を踏まえ、11月29日の県対策本部で、本県のレベル分類を決定し、本県の感染状況を「レベル2（感染拡大初期）」であることを確認した。

12月27日の県対策本部では、保健医療の負荷の状況等に加え、インフルエンザの流行開始や年末年始に受診できる医療機関が少なくなること踏まえ、「レベル3（医療負荷増大期）」に引き上げた。

また、県民の皆様には引き続き、「基本的な感染対策の徹底」や「医療現場のひっ迫を回避するための行動」として、重症化リスクが低く症状が軽い方は受診を控え、陽性者登録するなどの協力をお願いした。

1月27日の県対策本部では、イベントの開催制限について、感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策を前提に、大声ありのイベントの収容率上限を50%とする制限を廃止することとした。

本県のオミクロン株対応の新たなレベル分類

レベル(L)		保健医療の負荷の状況	社会経済活動の状況	感染状況	具体的対策
L4	医療機能不全期 (避けた いレベル)	<外来> ○通常医療を含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 <入院> ○救急車を要請されても対応できない状況が発生する ○入院できずに自宅や宿泊での療養中に死亡する者が多数発生する	職場の欠勤者が膨大になり、社会インフラの維持に支障が生じる	想定を超える膨大な数の感染者が発生する	
L3	医療負担増大期	<外来> ○発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到し、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生する <入院> ○重症患者の救急搬送に支障をきたしている ○医療従事者の欠勤者が継続して上昇傾向で、院内クラスターが多数発生するなどにより、重症患者の受入が困難になる	職場に欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生する	医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生する	【社会への要請】 ○医療非常事態宣言 (レベル4回避のため、県民・事業者に対してより強力な要請・呼びかけ) ○医療ひっ迫防止対策強化宣言 (県民・事業者に対して医療体制の機能維持・確保、感染拡大防止措置、業務継続体制の確保等に係る要請・呼びかけ)
L2	感染拡大初期	<外来> ○発熱外来の患者数が急増し、負荷が高まる ○救急外来の受診者数が増加する <入院> ○入院調整がスムーズにいかなくなる ○医療従事者の欠勤者数が増加傾向となる	職場に欠勤者が多数発生し、業務継続に支障が生じる事業者が出始める	感染者数が急速に増え始める	
L1	感染小康期	○外来医療、入院医療ともに負荷は小さい		感染者数は低位で推移している	

○レベル判断については、上記表記載の基準を参考に、総合的に判断し、決定することとする。

○個々の具体的対策を講じる時期については、表記載の状況等を総合的に判断し、柔軟に対応することとする。

○病床使用率、重症病床使用率は、指標ではなく、参考情報として扱う。

県民の皆様へのお願い

お願い1

基本的な
感染対策の徹底

- ・適切な**マスク**の着用
- ・こまめな**手指消毒**
- ・エアロゾル感染予防には十分な**換気**

マスクや手指消毒は
コロナにもインフル
にも有効！

お願い2

医療のひっ迫
を防ぐ行動

- ・抗原検査キットで**セルフテスト**
- ・重症化リスクが低く症状が軽い方は**受診を控え、陽性者登録**
- ・会社や学校への「**証明のための受診**」はしない

限られた医療資源を重症化リスクの高い方に重点化するために
ご協力を！

イベントの開催制限の見直し

		感染防止安全計画 (注1)	その他
緊急事態措置区域	人数上限	10,000人 (対象者全員検査により、 収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率上限	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
重点措置区域	人数上限	収容定員まで	5,000人
	収容率上限	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
その他区域	人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
	収容率上限	<u>100%</u>	

※収容率上限と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置地域においては、5,000人超)

(注2)緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

ウ 「マスク飲食実施店」認証制度の実施等

(ア) 「マスク飲食実施店」認証制度の実施

3密の場面になりやすい「飲食の場」における飛沫による感染リスクを軽減する取組の一つとして、飲食する場合でも会話をするときにはマスクを着用する「マスク飲食」の取組を推進している。

この「マスク飲食」の実効性を高めるため、「マスク飲食」に積極的に取り組む飲食店等を県が認証し、社会的に評価する「マスク飲食実施店」認証制度の取組を行っている。

なお、本制度は国が各都道府県に導入を求めている、飲食店に対する第三者認証制度として実施するものである。

a 概要

基本的な感染防止対策(パーティション等の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底など)に加え、「マスク飲食実施店」であることの対外的な発信、マスク等なしで会話をする方への着用の呼びかけなど、積極的に「マスク飲食」を実施している飲食店等からの申請に基づき、県が取組内容を確認し、審査した上で「マスク飲食実施店」として認証する。また、制度の実効性を担保するため、認証後に改めて店舗訪問を行い、感染防止対策の実施状

況を確認する。

b 「マスク飲食実施店」認証状況（令和5年1月17日現在）

- ・ 申請数 35,462件（重複申請等を除く）
- ・ 認証数 35,401件

(イ) かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金への寄附募集の終了

a これまでの取組

本基金は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療・福祉従事者を応援するための事業に必要な資金を積み立てるため、令和2年7月に制定した「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例」に基づき設置したものであり、これまで、この基金を活用し、様々な事業を実施してきた。

b 新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況の変化への対応

新型コロナウイルス感染症対策については、段階的に通常の医療対応に移行する動きが進んでいる。一方、新型コロナウイルス感染症の影響は、医療・福祉従事者等に止まらず、物価高騰も相まって生活困窮者等へも広がっている。こうした状況の中、県民の皆様からの寄附を、より幅広い支援に活用していくため、今後は、「かながわキンタロウ寄附」を通じて新型コロナウイルス感染症による様々な影響を受けた方々への支援を進めていくこととし、用途が限定される本基金への寄附募集を終了することとする。

c 基金の現状（令和5年1月23日現在）

区 分	金 額
県民・企業の皆様からの寄附	1,022,371,531円
職員・議員等の手当等削減による財源 (令和2年度に実施)	687,727,000円
合 計	1,710,098,531円

d 基金活用額（令和4年度事業は予算額）

年度	事業	基金活用額
令和2年度	みんなの感謝お届け事業ほか3件	977,070,321円
令和3年度	潜在看護職員復職支援事業	6,380,000円
令和4年度	子ども関連施設感謝・応援事業ほか2件	357,969,000円
合 計		1,341,419,321円

e 今後活用が可能な基金の残高見込み（令和5年1月23日現在）

今後活用が可能な基金の残高見込み 約3億6,800万円

f 今後のスケジュール

令和5年1月末 寄附募集終了

※ 基金財源を確定した後、全額を事業に充当した上で、基金条例を廃止する条例案を提出する予定。

(ウ) 普及啓発等の取組

県民や事業者に向けて、飲食店や各施設が取り組んでいる感染防止対策を掲示することにより利用者や地域の安心につなげることを目的とした「感染防止対策取組書」の普及に努めている。また、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている県民等向けの各種支援メニューを掲載したチラシを随時更新していく。

(3) 医療提供体制等

ア オミクロン株の特性を踏まえたレベル分類への見直し

令和4年11月11日の国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「オミクロン株対応の新レベル分類」（以下「新レベル分類」という。）が示されるとともに、同18日に国の対策本部会議において、新レベル分類を踏まえ、保健医療への負荷が高まった場合の対応が決定された。

(ア) 新レベル分類の判断と保健医療への負荷が高まった場合の対応

- ・都道府県ごとに、レベル移行に関する事象及び指標を設定
- ・レベル判断にあたっては、設定した指標が目安を超えた場合に機械的に判断するのではなく、「保健医療の負荷の状況」、「社会経済活動の状況」及び「感染状況」に関する事象等を総合的に判断
- ・保健医療への負荷が高まった場合には、「医療体制の機能維持・確保」、「感染拡大防止措置」、「業務継続体制の確保等」に係る対策を強化

(イ) レベル判断における本県の考え方

対策強化宣言等発出の基準となるレベル3においては、コロナ以外にも含めた重症患者への影響度合いを判断基準とし、その他のレベルについては、基本的に国の考え方を踏襲する。

	国による事象・ 指標の例示(レベル3)	県の考え方 (レベル3)
保健 医療の 負荷の 状況 保健 医療の 負荷の 状況	<p>事象<入院></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送困難事案が急増する ・入院患者が増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる <p>事象<外来></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い者が、すぐに受診できない状況 	<p><u>救えるいのちを救うという観点から、医療全体における患者の重症度に着目し、レベル3では重症患者への影響度合いを基準とする。</u></p> <p>事象<入院></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症患者の救急搬送に支障をきたしている ・医療従事者の欠勤者が継続して上昇傾向で、院内クラスターが多数発生するなどにより、重症患者の受入が困難になる <p>事象<外来></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左

	が発生 指標 ・ 病床利用率：概ね 50%超 ・ 重症病床利用率：概ね 50%超	指標 病床利用率は、レベル 1～4 のいずれにおいても国の基準を参考情報として扱う
社会経済活動の状況	・ 職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生する	・ 同左
感染状況	・ 医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生する	・ 同左

イ 病床確保フェーズの引下げ、引上げ

(ア) 病床確保フェーズの引上げ

中等症・軽症の入院患者が再び増加傾向であることを踏まえ、11月16日より、中等症・軽症の病床確保フェーズを「1」から「3」に引き上げた。

11月16日	県内の医療機関へ、中等症・軽症の病床確保フェーズを「1」から、「3」に引き上げることを決定したことを通知した。
--------	---

(イ) 地域や医療機関の状況に応じた柔軟な病床運用

日常の地域医療との両立を図りつつコロナ患者の入院等に対応するため、令和4年7月以降、地域や医療機関の状況に応じて、医療機関との協定で定めた病床確保フェーズを柔軟に上下できる運用としている（患者拡大期は各病院の現行の病床確保フェーズプラス2段階、患者縮小期はマイナス2段階）。

ウ 病床の確保状況

(1月25日現在)

区分	入院者数 (a)	確保病床数 (b)	即応病床数 (c)	確保病床利用率 (a/b)	即応病床利用率 (a/c)
重症	45 人	210 床	104 床	21.43%	43.27%
中等症・ 軽症	1,372 人	1,990 床	1,995 床	68.94%	68.77%
計	1,417 人	2,200 床	2,099 床	64.41%	67.51%

エ 病床確保料の過大交付

(7) 概要

国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」により実施している病床確保料の補助に関し、令和3年度実施の会計検査の結果、令和2年度交付分において、全国で約55億円が過大に交付されており、そのうちの約7割である約42億円を神奈川県が占めていたことが判明した。

(イ) 病床確保事業の対象となる病床

- ・新型コロナウイルス患者等を入院させるために確保した病床（確保病床）のうち空床となっている病床
- ・新型コロナウイルス患者等を受け入れるために休止した病床（休止病床）

(ウ) 検査の結果

- ・病床確保事業の対象とならない患者の入院期間中に係る病床数（退院日に係る病床数）を延べ病床数に計上していた。
- ・病床区分を誤って1日1床当たりの単価がより高額な病床区分（HCU(High Care Unit：高度治療室))を適用していた。

(I) 発生原因

- ・医療機関において制度の理解が十分でなく、また、事業の対象となる延べ病床数の確認が十分でなかった。
- ・県において医療機関から提出された実績報告書等の審査が十分でなく、医療機関に対する補助制度の周知も不十分であった。

(オ) 追加調査

会計検査院が指摘した過大交付は令和2年度分のみであり、加えて実地検査の対象となった医療機関分のみとなっていたことから、厚生労働省が発出した11月8日の事務連絡に基づき、令和2、3年度分の補助金について、会計検査院から指摘があった事例と同様のケースが生じていないか、自主点検をしていただくよう関係医療機関に通知した。

(カ) 今後の対応

会計検査の結果判明した過大交付については、今後、医療機関の経営等への影響も考慮した上で返還の手続きを進める。

自主点検の結果、過大交付が判明したものについては、厚生労働省の方針に沿って実績報告の再提出を求める等、返還に向けて対応していく。

オ 宿泊療養施設の確保運営

(7) 宿泊療養施設の稼働状況(1月25日現在)

宿泊療養者数 (a)	確保室数 (b)	受入可能室数 (c)	確保利用率 (a/b)	受入可能利用率 (a/c)
133人	1,877床	1,551床	7.1%	8.6%

※稼働状況は別紙1参照

(イ) 高齢者コロナ短期入所施設における入所者への不適切対応

a 概要

高齢者コロナ短期入所施設において、令和4年11月11日、施設に勤務する委託事業者の職員が不穏症状のあった入所者の介助を行う中で、当該入所者に腹部を蹴られたことに対して足を叩く行為等があった。

b 県の対応

県に匿名の情報提供があったことを受け、施設の設置者として職員への聴取等を行い、事実を確認した。

これを踏まえ、ご家族に謝罪するとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、11月21日に当該入所者の居住する市町村に対し通報を行った。

また、委託事業者に対し、入所者への適切な支援に関する職員研修の実施や施設内での相談窓口の設置等、再発防止に向けた取組みを指導し、順次実施しているほか、施設において他に不適切な対応がなかったか、当該施設に勤務する全職員に対するアンケート調査をあらためて実施した。

カ 自宅療養者への支援

(7) 地域療養の神奈川モデル

自宅療養者のうち、悪化リスクのある方、悪化が疑われる方に対して早期に医療介入を行うため、地域の医師会や訪問看護ステーションと連携した療養サポートを実施する。(実施状況は別紙2参照)

(イ) 自宅療養者等に係る生活支援事業

市町村が行う自宅療養者等への生活支援事業(食料品や生活必需品の提供又は購入代行、ごみの排出代行)に対し、事業実施に必要な個人情報(自宅療養者等の氏名、住所、連絡先、療養期間)を県から市町村に提供する。(覚書の締結状況は別紙3参照)

キ 検査事業

(7) 感染拡大傾向時の一般検査事業

不安を感じる県民の方に身近な場所での検査の機会を提供する「無料検査事業」における一般検査事業について、県民の更なる利便性の向上及び年末年始の旅行・帰省による移動者の増加を見据え、新たな事業者を追加で募集した。

a 検査対象者

県内在住の感染不安を感じている方等

b 検査方法

PCR 検査等、抗原定性検査とも実施可

c 追加募集期間

令和4年12月5日から16日

(イ) 高齢者施設等への抗原検査キットの配布

重症化リスクの高い高齢者への感染拡大を防止するため、抗原検査キットを配布し、感染者の早期発見及びクラスターの抑止につなげ、県内の医療提供体制の維持を図る。

a 対象者

高齢者施設等（政令市、中核市に所在するものを除く）の従事者

b 検査方法

従事者が体調に不安を感じた場合など、速やかに検査する。

c 配布数

令和4年8月 4,259 施設・事業所に 508,550 検査分配布

(ウ) 高齢者施設等における集中的検査の実施

With コロナの新たな段階への移行を進めるにあたり、クラスター対策を強化するため、高齢者施設等の従事者が頻回に行う集中的検査を実施することとし、国から配布された抗原検査キットを高齢者施設等に配布した。

a 対象者

次の施設等（※）の従事者

- ・ 高齢者施設等
- ・ 障害福祉施設等
- ・ 保育所等
- ・ 私立幼稚園
- ・ 私立小学校
- ・ 市町村立幼稚園
- ・ 市町村立小学校
- ・ 県立特別支援学校（県内全域を対象）

b 検査方法

週に2～3回程度、検査を実施する。

c 配布数

令和4年11月 6,066 施設・事業所に 4,533,185 検査分配布

※ 保健所設置市（政令市、中核市、藤沢市及び茅ヶ崎市）は、県を通さず直接配布することから、配布数に含まれない

ク 新型コロナワクチン接種

(7) オミクロン株対応ワクチン

a 対象者

初回接種（従来ワクチンの1、2回目接種どちらも）を完了した
12歳以上の方

b 接種実績（1月18日現在）：3,589,171回

(イ) 県の大規模接種会場

a オミクロン株対応ワクチン

(a) 予約受付開始日

9月22日

(b) 接種開始日

9月30日

(c) 対象者

県内在住・在勤・在学で12歳以上の方

b 武田社ワクチン（ノババックス）

(a) 接種開始日

令和4年6月3日

(b) 対象者

初回接種（1、2回目）：県内在住・在勤・在学で12歳以上の方
初回接種以外（3～5回目）

：県内在住・在勤・在学で2回目接種から6か月以上経過した方のうち、18歳以上の方

※1、2回目に他社製ワクチンを接種された方も接種可能

ケ 感染症対策協議会の開催（令和5年1月19日）

(7) 議題

・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に係る考
え方について

(イ) 概要

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更に伴い、現在適
用されている措置・事業等を取り止める上で必要な経過措置、もしくは
恒常的な代替措置等について協議を行った。

<別添参考資料>

- ・参考資料1 第70回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
資料（令和4年11月29日開催）
- ・参考資料2 第71回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
資料（令和4年12月27日開催）

- ・参考資料3 令和4年度第5回神奈川県感染症対策協議会資料（令和5年1月19日開催）

(4) 産業における対応

ア 「経営相談窓口」の設置

令和2年1月30日から、金融課、(公財)神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社)商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会に「経営相談窓口」を設置し、経営や金融に関する相談対応を実施している。

イ 中小企業制度融資による資金繰り支援

令和4年度は、別枠で利用可能な「生産性向上支援融資」の信用保証料補助を拡充した。

また、令和4年3月に新設した「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料補助を拡充し、7月から12月末までの間、信用保証料をゼロとした。

さらに、「コロナ新事業展開対策融資」、「伴走支援型特別融資」の信用保証料補助を10月から令和5年2月まで拡充し、信用保証料を最大ゼロとするとともに、「伴走支援型特別融資」については、令和5年1月から融資対象者等を拡充した。

ウ 再起促進支援等

(ア) 中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金

【ビジネスモデル転換事業】

中小企業者等が行う、自動車部品製造から福祉介護用品製造への転換など、ビジネスモデルの転換に係る経費を補助する。

(上限3,000万円 補助率：補助対象経費の3/4以内)

<実施状況(令和5年1月19日現在)>

令和4年4月1日から5月31日まで公募を実施

申請件数 933件

申請金額 11,829,648千円

交付件数 45件

交付金額 373,800千円

(イ) 神奈川産業振興センター事業費補助(新型コロナ支援)

令和2年度及び3年度に実施した「中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金<ビジネスモデル転換事業>」の補助事業者で、事業計画どおりに進捗していない事業者を対象に、(公財)神奈川産業振興センターが専門家(中小企業診断士等)を派遣し、継続的な支援を行う。

(ウ) 経営資源引継・事業再編事業費補助

【神奈川県事業承継補助金】

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者が、第三者への事業承継を行う際の、次の取組に係る経費を補助する。

a 買い手支援A

譲渡者において常時使用していた従業員を引き続き県内で雇用する取組

b 買い手支援B

専門家等と連携する取組（デューデリジェンス費用等に対する補助）

c 売り手支援

専門家等と連携する取組（企業価値の算定費用等に対する補助）（それぞれの取組に対して、上限 100 万円 補助率：補助対象経費の 3 / 4 以内）

<実施状況（令和 5 年 1 月 19 日現在）>

- ・令和 4 年 5 月 19 日から公募を開始
 - ・令和 4 年 11 月 16 日、公募期間を令和 5 年 1 月 31 日まで延長するとともに、補助事業として「買い手支援B」「売り手支援」を追加し、補助金の内容を拡充
- 申請件数 15 件
申請金額 12,650 千円

(エ) 県内消費喚起対策事業（第 2 弾）

コロナ禍などの影響により売上げが減少している県内産業を支援するため、消費者が県内の小売店・サービス事業者・飲食店等において、「かながわ P a y」を通じて二次元コード決済サービスで代金を支払った際、決済額の最大 20% の金額に相当するポイント（1 人当たり上限 30,000 円相当分、総額 100 億円）を消費者に還元する。

<実施状況>

- ・ポイント付与期間：令和 4 年 7 月 19 日から 10 月 30 日まで
- ・ポイント利用期間：令和 4 年 7 月 26 日から令和 5 年 1 月 31 日まで

(オ) 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助

商店街の活性化及び地域における消費を喚起するため、商店街団体等が実施するプレミアム商品券発行事業に対して補助する。

（上限：1 商店街 200 万円（ただし、正会員数が 40 以下の団体は 100 万円）、複数商店街 500 万円 補助率：補助対象経費の

3 / 4 以内)

<実施状況>

- ・令和4年4月21日から7月29日まで一次公募を実施
申請件数 42件
申請金額 98,772千円
- ・令和4年9月5日から12月16日まで二次公募を実施
申請件数 27件
申請金額 58,573千円

(カ) 商店街等再活性化支援事業費補助

a 商店街等再起重点支援事業費補助

小規模な商店街団体等が地域コミュニティの核としての重要な役割を果たせるよう、商店街の再活性化のために行う事業に対して補助する。

(上限：1商店街150万円 補助率：補助対象経費の3 / 4以内)

<実施状況>

令和4年4月7日から5月27日まで公募を実施
申請件数 23件
申請金額 13,637千円

b 商店街等名産PR事業費補助

商店街団体等が商店街の魅力ある商品等を再発見するとともに、その商品をPRすることで、商店街の魅力を発信する事業に対して補助する。

(上限：1商店街30万円 補助率：補助対象経費の3 / 4以内)

<実施状況>

令和4年4月21日から12月16日まで公募を実施
申請件数 67件
申請金額 19,312千円

(キ) 県内産業DXプロジェクト支援事業

県内産業のDXを促進するため、データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトを募集・採択の上、事業化に向けた進捗管理や専門家の助言を行うとともに、経費の一部を支援する。

<実施状況>

令和4年5月16日から6月6日まで公募を実施
応募件数 32件
採択件数 6件

(ク) ベンチャー企業に向けた事業化支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた社会課題の解決に資する、新たな製品・サービスの開発に大企業と連携して取り組むベンチャー企業に対して、必要な経費の一部を支援する。

<実施状況>

a 大企業提示テーマ型

- ・ベンチャー企業とのオープンイノベーションに取り組む意欲のある大企業等を募集・採択

令和4年2月14日から3月22日まで公募を実施

応募件数 11件

採択件数 6件

- ・採択した大企業6社が提示する課題に対し、連携して解決に取り組むベンチャー企業を募集・採択

令和4年6月10日から7月11日まで公募を実施

応募件数 190件

採択件数 6件

b ベンチャー発自由提案型

- ・自社の技術やアイデアに基づき、大企業等と連携して取り組む神奈川県内のベンチャー企業を募集・採択

令和4年6月10日から7月11日まで公募を実施

応募件数 35件

採択件数 6件

(ケ) 新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有用なロボットの实装に意欲的な施設に対し、ロボットの選定や導入に必要な施設環境の調整など、総合的な支援を行う。

また、昨年度、医療施設へのロボット実装を支援した成果を活用し、同種施設を主な対象として、ロボット導入に向けたオンラインセミナー等を開催する。

<実施状況>

- ・ロボットの实装に取り組む施設を募集・採択

令和4年5月9日から6月10日まで公募を実施

応募件数 4件

採択件数 4件

- ・採択施設の課題を解決するロボットの募集

第1弾(2施設) 令和4年7月29日から8月26日まで公募を実施

第2弾（2施設） 令和4年8月17日から9月9日まで公募を実施
 応募件数 第1弾10件、第2弾23件 計33件
 採択件数 第1弾4件、第2弾7件 計11件

・セミナーの開催

第1回：令和4年7月28日（140名参加（オンライン））

第2回：令和4年10月19日

（52名参加（Japan Robot Week 2022セミナー会場））

第3回：令和5年2月28日（予定（オンライン））

(ロ) 新型コロナウイルス感染症対策ロボット開発支援事業

県民生活の安全・安心の確保と、県内経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症対策に効果的なロボットプロジェクトを公募し、商品化に向けた開発支援や実証実験の実施、広報活動等を支援する。

<実施状況>

令和4年4月12日から5月9日まで公募を実施

応募件数 8件

採択件数 4件

エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付

営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等に対し交付する協力金の実施状況（第9弾以降）は次のとおり。

<実施状況（令和5年1月20日現在）>

弾	要請期間	申請件数 (件)	処理済件数 (件)	処理率 (%)	交付額 (百万円)
9	令和3年 4月20日から 5月11日まで	29,594	29,594	100	69,609
10	5月12日から 5月31日まで				
11	6月1日から 6月20日まで	28,137	28,137	100	30,249
12	6月21日から 7月11日まで	27,632	27,632	100	29,043
13	7月12日から 8月31日まで	30,121	30,121	100	86,237
14	9月1日から 9月30日まで	29,037	29,037	100	54,842

15	10月1日から 10月24日まで	27,104	27,104	100	26,117
16	令和4年 1月21日から 2月13日まで	28,585	28,575	99.9	32,082
17	2月14日から 3月6日まで	28,340	28,325	99.9	28,610
18	3月7日から 3月21日まで	27,922	27,903	99.9	20,262

オ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の再度の申請受付

第9弾から第18弾までの協力金において、「何らかの理由で、当初の申請受付期間に申請を行えなかった事業者」を対象に、再度の申請受付を実施した。

<再度の申請受付期間>

令和4年7月20日から8月31日まで

<実施状況（令和5年1月20日現在）>

申請件数 (件)	処理済件数 (件)	処理率 (%)	交付額 (百万円)
1,177	1,171	99.4	881

※「処理済件数」は、交付済、不交付決定済、取下げ済等の件数

カ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還

これまで交付した協力金（第3弾～第18弾）のうち、交付要件を満たさないことが後から判明したもの等について、次のとおり返還請求している。

また、未返還のものについては、順次、法的手続きを進めている。

(ア) 返還請求の状況（令和5年1月20日現在）

状況	相手方（者）	件数（件）	金額（千円）
返還請求	715	1,451	1,399,875
返還済	582	978	885,738
未返還	133	473	514,137

(イ) 法的対応の状況（令和4年11月1日現在）

区分	状況	相手方（者）	件数（件）	金額（千円）
民事	支払督促	6	49	100,855
	支払督促のうち 督促異議申立あり (訴訟移行)	5	39	75,268
刑事	刑事告訴	2	4	4,620

(5) 雇用、労働関係の支援の実施

ア 労働相談の実施

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用問題の解決に向けた支援、助言等を行うため、かながわ労働センター及び川崎、県央、湘南の各支所において、電話や面談による労働相談を実施するとともに、同センターに新型コロナウイルス感染症に関連する労働相談専用ダイヤルを開設している。

また、新型コロナウイルス感染症関連の代表的な相談事例を分かりやすくまとめてホームページに掲載し、問題の解決に役立つ情報提供を行っている。

イ テレワーク導入に向けた支援

(ア) アドバイザーの派遣

在宅勤務型のテレワーク導入を希望する中小企業 30 社に対し、専門家をアドバイザーとして派遣、コンサルティング等の支援を行う。

<実施状況（令和5年1月27日現在）>

派遣決定数 26 社

(イ) テレワーク導入促進事業費補助金

中小企業へのテレワーク導入を促進し、「新しい生活様式」に沿った働き方の定着を図るため、テレワークに必要な通信機器等の購入や運用のための経費を補助する。（上限 40 万円 補助率：補助対象経費の 3 / 4 以内）

<実施状況>

令和4年5月13日から7月29日まで公募を実施

交付決定数 304 件

交付決定額 104,091 千円

(ウ) Webセミナーの開催

テレワークを実施する中小企業向けに、定着に向けた課題の解決を図る業種別セミナーを、Webで開催する。

・第1回 令和4年10月20日開催

・第2回 令和4年10月27日開催

ウ 就労相談体制の充実

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者や転職希望者のために、かながわ若者就職支援センター及びシニア・ジョブスタイル・かながわにおける就労相談体制の充実を図る。

エ 合同就職面接会及びミニ企業相談会・面接会等の実施

雇用環境が悪化する中、求人企業を開拓しながら、失業者が一度に

様々な分野の企業等と面接できる機会として、合同就職面接会を通年で4回実施するとともに、就職支援セミナーを第1部、企業面接会を第2部とした就職支援セミナー&面接会を4回実施する。また、ミニ企業相談会・面接会を県内各地で継続的に計44回開催し、失業者と人手を必要とする企業のきめ細かなマッチングを行う。

＜実施状況（令和5年1月27日現在）＞

- ・ 4月21日からミニ企業相談会・面接会を42回開催
- ・ 5月27日から「かながわ合同就職面接会」を3回開催
- ・ 6月30日から「就職応援セミナー&面接会」を4回開催

オ 地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業

就職氷河期世代を対象に、かながわジョブテラスを開講し、正社員に求められる基本的なスキルや心構え等を身に付ける実習型プログラムを提供するとともに、合同就職面接会を開催し、就職氷河期世代の採用に意欲的な企業等への就業を支援する。

カ 離職者等委託訓練事業

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した求職者等が、求人ニーズの高い分野等へ早期に再就職できるようにするため、令和4年度に実施する訓練で期間が3か月程度の訓練のうち、情報通信分野、介護技術分野及びパソコンスキル分野について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により離職を余儀なくされた求職者が優先的に受講できる定員枠を設定する。

＜実施状況（令和5年1月23日現在）＞

- ・ 7月生 全18コース 定員453人 入校者324人中
優先枠設定8コース 最大82人分 入校者10人
- ・ 9月生 全20コース 定員470人 入校者295人中
優先枠設定9コース 最大81人分 入校者8人
- ・ 11月生 全18コース 定員428人 入校者218人中
優先枠設定6コース 最大60人分 入校者0人
- ・ 1月生 全22コース 定員550人 入校者264人中
優先枠設定8コース 最大79人分 入校者8人

(6) 観光における対応

ア 観光客等への情報発信

(7) 国内観光客向け

国内観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW」において、新型コロナウイルス感染症関連情報をまとめた特設サイトを作成し、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」や「モバイル空間統計 人口マップ」等の混雑状況の確認方法を紹介している。

(イ) 外国人観光客向け

外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip-Kanagawa Travel Info-」（10言語）において、新型コロナウイルス感染症予防のための旅行者向けのページを作成し、旅行中に気を付けるべきことや電話相談サービスを紹介するとともに、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」（5言語）を掲載した。

また、県の特設サイトへのリンクのほか厚生労働省が示した屋内外でのマスク着用の考え方や、新型コロナウイルスへの問合せにも多言語（4言語）対応している日本政府観光局の24時間コールセンター等の情報を発信している。

(ウ) 市町村・観光事業者向け

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関する情報を市町村観光所管課、県観光協会及び同協会の会員である観光事業者等へ周知した。

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光面の影響

宿泊関係団体、横浜市や箱根町の主な旅館ホテル等に県内における宿泊キャンセル等の観光への影響や必要とする観光需要喚起策について、個別にヒアリング等を実施するとともに、国とも情報共有等を行っている。

ウ 観光客の安全・安心の確保に向けた観光事業者の取組への支援

感染症を含めた災害等の発生時における外国人観光客等への適切な対応に向けた事業者向けの災害対応マニュアルを作成し、県ホームページへマニュアルを掲載するほか、観光客受入環境整備費補助金を活用し、コロナ禍で顕在化した新たな観光需要への体制整備等を行う観光事業者の取組を支援している。

エ 観光需要の回復策

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地域経済を活性化させるため、次のとおり、観光需要喚起策を実施している。

(7) 全国旅行支援「いざ、神奈川！」

a 概要

神奈川県を訪れる方の旅行を対象とした全国旅行支援「いざ、神奈川！」を実施する。旅行需要の分散、地方への観光に対する配慮の観点から、平日におけるクーポンの上乗せや、鉄道、バス、タクシー・ハイヤー、航空、フェリーなどの交通を含む旅行商品の割引上限額の上乗せ設定などを行う。

b 予算額

241億7,311万円（令和3年度からの繰越）

※ 財源は、国補助金（地域観光事業支援）

c 対象者

神奈川県民含む47都道府県の居住者

※ ワクチン3回以上の接種済証又は陰性証明の確認を行う

d 割引適用期間

令和4年10月11日（火）から令和4年12月27日（火）

※ 10月11日以前に予約した旅行（既存予約）の割引も可

e 割引額等（全国一律）

区分	割引率	上限額 （1人泊当たり）	クーポン
宿泊旅行	40%	交通付8,000円	平日：3,000円 休日：1,000円
日帰り旅行		その他5,000円	
		5,000円	

f 団体旅行枠

予算額の2割を団体旅行（貸切バスを利用するもの）の専用の予算額として確保

g 販売実績（令和5年1月25日現在（速報値））

(a) 旅行割引

区 分	割引原資 配分額※1 A	販売実績		執行率 B/A
		金額※1 B	件数	
旅行事業者 ・OTA※2	81億7,195万円	51億1,704万円	599,060件	62.6%
宿泊事業者	46億6,668万円	19億2,355万円	197,303件	41.2%
船舶・ 鉄道事業者	9,610万円	6,350万円	12,318件	66.1%
合 計	129億3,473万円	②71億409万円	808,681件	54.9%

※1 万円未満切捨てのため、合計は一致しない場合がある。

※2 OTA：OnlineTravelAgentの略称。インターネット上で取引を行う旅行会社

(b) 地域クーポン

割引原資 想定額 A	区分	販売実績		執行率 B/A
		金額 B	件数	
③78億7,633万円	発行分	52億8,616万円	1,765,077件	67.1%
	利用分	④41億1,889万円	1,689,231件	52.3%

(c) 合計

割引原資 配分額 A (①+③)	販売実績	執行率
	金額 B (②+④)	B/A
208億1,106万円	112億2,228万円	53.9%

(イ) 全国旅行支援「いざ、神奈川！（第2弾）」

a 概要

神奈川県を訪れる方の旅行を対象とした全国旅行支援「いざ、神奈川！（第2弾）」を実施する。

b 予算額

63億5,153万円（令和4年度12月補正予算）

※1 財源は、国補助金（地域観光事業支援）

※2 全額繰越明許費を設定

c 対象者

神奈川県民含む47都道府県の居住者

※ ワクチン3回以上の接種済証又は陰性証明の確認を行う

d 割引適用期間

令和5年1月10日（火）から令和5年3月31日（金）

※ 既存予約への割引適用不可

e 割引額等（全国一律）

区分	割引率	上限額 （1人当たり）	地域クーポン
宿泊旅行	20%	交通付5,000円／泊	平日：2,000円 休日：1,000円
		その他3,000円／泊	
日帰り旅行		3,000円	

f 団体旅行枠

予算額の2割を団体旅行（貸切バスを利用するもの）の専用の予算額として確保

(ウ) かながわ旅割

a 概要

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地域経済を活性化させるため、神奈川県内の旅行に対する割引を行う。

b 予算額

92億150万円（令和3年度からの繰越）

※ 財源は、国補助金（地域観光事業支援）

c 対象者

神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県の居住者

d 割引適用期間

令和4年4月6日（水）から令和4年10月10日（月）

※ 令和4年4月29日（金）から令和4年5月8日（日）の期間を除く。

e 割引額等

対象商品	割引前の 販売価格	割引額	クーポン
宿泊旅行 日帰り旅行	10,000円以上	5,000円	2,000円
	6,000円以上	3,000円	2,000円
	3,000円以上	1,500円	1,000円

※ ワクチン接種済証や陰性証明の確認を実施。

f 販売実績（確定値）

旅行割引

区 分	割引原資 配分額※1	販売実績		執行率 B/A
	A	金 額※1 B	件 数	
旅行事業者	15 億 3,358 万円	7 億 4,644 万円	64,163 件	48.7%
宿泊事業者	27 億 3,854 万円	23 億 4,516 万円	270,235 件	85.6%
OTA※2,3	11 億 3,923 万円	13 億 4,118 万円	268,431 件	117.7%
船舶・ 鉄道事業者	6,572 万円	6,139 万円	15,342 件	93.4%
合 計	①54 億 7,708 万円	②44 億 9,417 万円	618,171 件	82.1%

※1 万円未満切捨てのため、合計は一致しない場合がある。

※2 OTA：OnlineTravelAgent の略称。インターネット上で取引を行う旅行会社

※3 OTAの割引原資配分額を販売実績が越えている分については、他の業態区
分の割引原資余剰分を充当した。

(b) クーポン

割引原資配分額 A	区分	販売実績		執行率 B/A
		金額 B	件数	
③21 億 9,083 万円	発行分	26 億 8,889 万円	1,372,072 件	122.7%
	利用分	④20 億 2,352 万円	960,602 件	92.4%

※ 当初のクーポン配分額は、想定よりも発行額が多くなったが、利用分は、配分
額内に収まった。

(c) 合計

割引原資配分額 A (①+③)	販売実績	執行率 B/A
	金額 B (②+④)	
76 億 6,801 万円	65 億 1,769 万円	85.0%

(7) 県立学校及び市町村立学校の対応（前回特別委員会以降）

（県教育委員会における現在の教育活動等については別紙4記載）

ア 令和4年11月30日に、文部科学省から11月29日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等についてにより飲食の場面における感染対策の取扱いが示されたこと等を踏まえ、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

イ 12月27日に、令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

- 卒業式・入学式については、基本的な感染防止対策を講じた上で実施すること。その際、学習指導要領の特別活動〔学校行事〕に示された目標や内容を踏まえること。
- 実施に当たっては、次のように対応すること。
 - ・ 式場の換気、参列者のマスク着用など、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。
 - ・ 外部会場を使用して実施する場合は、会場の使用規定等に基づいて実施すること。
 - ・ 国歌や校歌、その他の歌を歌う際は、対象者を限定した上で、可能な限り間隔をとること。

県宿泊療養施設の稼働状況一覧（1月25日現在）

	施設名	住所	確保 室数	受入可 能室数	備考
県運用 施設	湘南国際村センター	葉山町	95	95	
	アパホテル<横浜関内>	横浜市中区	451	375	
	レンブラントスタイル本厚木	厚木市	162	126	
	パークインホテル厚木（トラ ベルインを含む）	厚木市	282	234	
	新横浜国際ホテル（本館）	横浜市港北区	206	188	
	ベストウエスタン横浜	横浜市鶴見区	185	118	
	ホテルグリーン	小田原市	23	16	
	R & B ホテル新横浜駅前	横浜市港北区	247	199	
	J R 東日本ホテルメッツ かまくら大船	鎌倉市	156	130	
	高齢者コロナ短期入所施設	相模原市南区	30	30	
県の確保施設総室数			1,837	1,511	
その他	相模原宿泊療養施設	相模原市	40	40	

地域療養の神奈川モデル実施状況（12月31日現在）

実施市町村 (開始日)	対象者数(人)	療養中の対応実績			結果等	
		看護師訪問 (件)	医師訪問 (件)	オンライン診療 (件)	入院搬送 (人)	療養終了 (人)
横浜市 (12月8日～)	6,458	0	202	144	371	5,729
川崎市 (12月23日～)	889	0	61	43	48	834
相模原市 (11月8日～)	7,659	39	17	68	144	7,466
横須賀市 (6月1日～)	2,019	153	1	531	154	1,808
藤沢市 (令和3年3月23日～)	4,943	299	1	984	282	4,600
茅ヶ崎市 寒川町 (11月1日～)	1,152	5	109	26	3	1,055
平塚市 (7月6日～)	1,493	130	3	471	96	1,372
鎌倉市 (5月11日～)	1,349	283	524	1,130	117	1,199
小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町 (9月1日～)	1,557	61	1	557	78	1,461
逗子市 葉山町 (9月27日～)	856	30	6	187	25	825
三浦市 (7月6日～)	430	9	1	74	27	388
秦野市 伊勢原市 (11月8日～)	1,145	0	0	118	31	1,084
厚木市 愛川町 清川村 (7月28日～)	2,241	100	2	428	135	2,082
大和市 (10月20日～)	1,894	795	2	541	77	1,781
海老名市 (10月5日～)	814	62	0	45	24	774
座間市 綾瀬市 (11月24日～)	1,522	118	2	107	28	1,446
南足柄市、中井町、 大井町、松田町、 山北町、開成町 (12月1日～)	629	0	4	35	12	605
大磯町 二宮町 (12月25日～)	538	3	2	1,143	12	527
合計	37,588	2,087	938	6,632	1,664	35,036

＜生活支援に係る覚書締結状況＞

	市町村名	覚書締結日	支援事業開始日
1	逗子市	令和3年4月22日	令和3年4月23日
2	海老名市		
3	愛川町		
4	清川村		
5	平塚市	6月21日	6月22日
6	秦野市		
7	伊勢原市		
8	鎌倉市	8月24日	8月25日
9	真鶴町	9月10日	9月13日
10	厚木市	9月15日	9月16日
11	大和市	9月28日	10月1日
12	中井町	9月30日	10月1日
13	箱根町		
14	南足柄市	11月1日	11月2日
15	小田原市	令和4年1月6日	令和4年1月11日
16	葉山町	2月7日	2月8日
17	大井町		
18	開成町	3月18日	3月22日
19	二宮町	4月13日	4月14日
20	松田町		

県教育委員会における現在の教育活動等について

令和4年3月17日に、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることを受け、県教育委員会として、当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等も踏まえ、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年3月22日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等に移行できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続することとし、改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

【県立学校における児童・生徒への対応】

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、特定することから、陽性者の判明から濃厚接触者相当の者を特定するまでの間の臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

(ア) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況
 県教育委員会把握分（令和5年1月23日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和5年1月まで	高等学校・中等教育学校	34,622	140			
	特別支援学校	1,900	29	[参考] 自主療養者数	[参考] 県立学校児童・ 生徒数	[参考] 県立学校数
	合 計	36,522人	169校	2,821人	121,769	169校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和5年1月まで	高等学校・中等教育学校	2,917	140			
	特別支援学校	1,378	29	[参考] 自主療養者数	[参考] 県立学校教員数 (本務者)	[参考] 県立学校数
	合 計	4,295人	169校	386人	11,320	169校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和5年1月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	118
	特別支援学校	16
	合 計	134校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査(速報値)」より

(4) 月別感染者数

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和元年度 小計	高等学校・中等教育学校	0人	0人	0人	0人
	特別支援学校	0人		0人	
令和2年度 小計	高等学校・中等教育学校	465人	490人	58人	74人
	特別支援学校	25人		16人	
令和3年度 小計	高等学校・中等教育学校	8,618人 (214人)	9,273人 (244人)	675人 (17人)	1,028人 (31人)
	特別支援学校	655人 (30人)		353人 (14人)	
令和4年 4月	高等学校・中等教育学校	2,145 (140)	2,314 (154)	87 (3)	177 (4)
	特別支援学校	169 (14)		90 (1)	
令和4年 5月	高等学校・中等教育学校	1,055 (84)	1,096 (88)	71 (1)	108 (1)
	特別支援学校	41 (4)		37 (0)	
令和4年 6月	高等学校・中等教育学校	398 (24)	416 (24)	15 (0)	28 (0)
	特別支援学校	18 (0)		13 (0)	
令和4年 7月	高等学校・中等教育学校	5,093 (516)	5,258 (541)	386 (48)	526 (83)
	特別支援学校	165 (25)		140 (35)	
令和4年 8月	高等学校・中等教育学校	3,147 (1,088)	3,277 (1,133)	316 (156)	412 (214)
	特別支援学校	130 (45)		96 (58)	
令和4年 9月	高等学校・中等教育学校	2,541 (613)	2,657 (637)	135 (27)	184 (53)
	特別支援学校	116 (24)		49 (26)	
令和4年 10月	高等学校・中等教育学校	1,299	1,361	112	151
	特別支援学校	62		39	
令和4年 11月	高等学校・中等教育学校	3,627	3,804	311	457
	特別支援学校	177		146	
令和4年 12月	高等学校・中等教育学校	4,153	4,398	511	805
	特別支援学校	245		294	
令和5年 1月	高等学校・中等教育学校	2,081	2,178	240	345
	特別支援学校	97		105	
令和4年度 小計	高等学校・中等教育学校	25,539人 (2,465人)	26,759人 (2,577人)	2,184人 (235人)	3,193人 (355人)
	特別支援学校	1,220人 (112人)		1,009人 (120人)	
合計	高等学校・中等教育学校	34,622人 (2,679人)	36,522人 (2,821人)	2,917人 (252人)	4,295人 (386人)
	特別支援学校	1,900人 (142人)		1,378人 (134人)	

※ () は自主療養者数で外数

2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	
令和2年3月から 令和4年12月まで	高等学校	3,621	[参考] 市町村立学校児 童・生徒数 652,571
	中学校	55,166	
	小学校	160,078	
	特別支援学校	787	
	合 計	219,652人	

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	
令和2年3月から 令和4年12月まで	高等学校	347	[参考] 市町村立学校教 員数（本務者） 41,881
	中学校	3,812	
	小学校	9,237	
	特別支援学校	507	
	合 計	13,903人	

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数	
令和2年6月から 令和4年12月まで （学校再開後）	高等学校	11	[参考] 市町村立学 校数 1,295校
	中学校	68	
	小学校	119	
	特別支援学校	7	
	合 計	205校	

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数(本務者)は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査（速報値）」より

(4) 月別感染者数 (令和4年12月まで)

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和元年度 小計	高等学校	0人	1人	0人	0人
	中学校	0人			
	小学校	1人			
	特別支援学校	0人			
令和2年度 小計	高等学校	61人	1,588人	11人	233人
	中学校	571人			
	小学校	941人			
	特別支援学校	15人			
令和3年度 小計	高等学校	967人	69,033人	97人	4,298人
	中学校	14,367人			
	小学校	53,416人			
	特別支援学校	283人			
令和4年 4月	高等学校	221	11,972	16	426
	中学校	2,727			
	小学校	8,991			
	特別支援学校	33			
令和4年 5月	高等学校	71	6,134	7	236
	中学校	1,414			
	小学校	4,612			
	特別支援学校	37			
令和4年 6月	高等学校	80	3,359	6	180
	中学校	718			
	小学校	2,544			
	特別支援学校	17			
令和4年 7月	高等学校	615	27,428	49	1,523
	中学校	8,418			
	小学校	18,314			
	特別支援学校	81			
令和4年 8月	高等学校	399	24,744	70	1,162
	中学校	7,158			
	小学校	17,083			
	特別支援学校	104			
令和4年 9月	高等学校	314	17,270	13	1,029
	中学校	3,915			
	小学校	12,986			
	特別支援学校	55			
令和4年 10月	高等学校	155	8,326	8	648
	中学校	2,415			
	小学校	5,737			
	特別支援学校	19			
令和4年 11月	高等学校	371	21,557	27	1,767
	中学校	5,691			
	小学校	15,429			
	特別支援学校	66			
令和4年 12月	高等学校	367	28,240	43	2,401
	中学校	7,772			
	小学校	20,024			
	特別支援学校	77			
令和4年度 小計	高等学校	2,593人	149,030人	239人	9,372人
	中学校	40,228人			
	小学校	105,720人			
	特別支援学校	489人			
合計	高等学校	3,621人	219,652人	347人	13,903人
	中学校	55,166人			
	小学校	160,078人			
	特別支援学校	787人			

※市町村が月毎の感染状況をまとめ、翌月に県教育委員会に報告したデータを集計

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 5 年 1 月 23 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:40	2
8:45	1
8:50	30
8:55	13
9:00	52
9:05	13
9:10	17
9:15	3
9:20	8
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。
（一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 5 年 1 月 23 日現在）

登校時刻	学校数
8:40	1
8:45	2
8:50	8
8:55	3
9:00	10
9:10	2
9:15	1
9:30	2
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。